



令和3年度 生徒募集要項

埼玉県立久喜北陽高等学校（総合学科）

〒346-0031 埼玉県久喜市久喜本837-1

TEL 0480(21)3334

FAX 0480(29)1025

<https://www.kukihokuyo-h.spec.ed.jp/>

【第1】募集人員及び出願資格等

1 募集人員

全日制の課程 総合学科 320名（転編入学者の募集人員2名を含む）

2 出願資格

出願資格は、次の(1)、(2)、(3)までのいずれかの条件を満たし、かつ(4)に該当する者とする。ただし、高等学校又は特別支援学校高等部、若しくは中等教育学校の後期課程に在学している者は出願できない。また、県立伊奈学園中学校から県立伊奈学園総合高等学校へ又はさいたま市立浦和中学校からさいたま市立浦和高等学校へ令和3年度に入学する予定の者は出願できない。

- (1) 令和3年3月31日までに中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業見込みの者、又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (2) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者、又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者（学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者）
- (4) 原則として保護者とともに県内に居住している者

【第2】一般募集

1 一般募集における出願資格

【第1】の「2 出願資格」に該当する者。

なお、隣接県の隣接学区からの出願については、【第3】（4ページ）による。

2 出願手続

(1) 出願書類

ア 入学願書（様式5）、受検票（様式5-2）

志願者は、所定の「入学願書」、「受検票」を出身又は在学中学校長（以下「出身中学校長」という）に記載内容の確認を受けた上で、本校校長に提出する。

不登校の生徒などを対象とした特別な選抜を希望する者は、「自己申告書」（様式6）を、在学中学校長を経て、入学願書とともに、本校校長に提出する。

イ 入学選考手数料

志願者は、入学選考手数料（全日制の課程2,200円）として、「入学願書」の所定の位置に埼玉県収入証紙を貼って、消印しないで提出すること。なお、一度納入した入学選考手数料は返還しない。

ウ 調査書（様式1）

災害等やむを得ない事由で、所定の調査書を提出できないときは、その事由を記して、これに代わる参考となる資料を提出することができる。

エ 提出した書類は、特に定めのある場合を除き返却しない。

(2) 出願手続き

出願書類の提出方法については、原則、中学校がまとめて郵送する。ただし、中学校がまとめて持参することや、志願者が郵送・持参することも可とする。

出願方法の詳細は、次のとおりとする。

ア 中学校がまとめて郵送する場合

【提出期間】令和3年2月12日（金）を配達指定日とすること。

【提出方法】

- ・中学校は、入学願書、受検票、調査書を受検生ごとにまとめて、送付票（様式A）を同封する。
- ・「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし、封筒の表には「入学願書等在中」と朱書きすること。
- ・受検票の裏面に返信先の「郵便番号」「住所」「氏名」を記入し、必要額の切手を貼ること。
- ・特別選抜等で、この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。

イ 中学校がまとめて持参する場合

【提出期間】令和3年2月12日（金）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで。

【提出方法】

- ・中学校長が命じた者が窓口を持参する。
- ・中学校は、入学願書、受検票、調査書を受検生ごとにまとめて、送付票（様式A）を同封する。
- ・受検票の裏面に返信先の「郵便番号」「住所」「氏名」を記入し、必要額の切手を貼ること。
- ・この他に定められた提出書類がある場合は同時に提出すること。

ウ 志願者が郵送する場合

【提出期間】令和3年2月12日（金）を配達指定日とすること。

【提出方法】

- ・入学願書、受検票、調査書を同封する。
- ・「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし、封筒の表には「入学願書等在中」と朱書きすること。
- ・受検票の裏面に返信先の「郵便番号」「住所」「氏名」を記入し、必要額の切手を貼ること。
- ・この他に定められた提出書類がある場合は同時に提出すること。

エ 志願者が持参する場合

【提出期間】令和3年2月15日（月）から令和3年2月16日（火）まで

【受付時間】2月15日（月）は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで
2月16日（火）は、午前9時から正午まで

【受付場所】本校事務室

【提出方法】

- ・志願者は、入学願書、受検票、調査書を同時に提出すること。
- ・この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。

(3) 受検票の交付

ア 配達指定日となる令和3年2月12日（金）に出願した場合、受検票は、2月16日（火）午前11時までに本校が個人情報保護シールを貼った上で投函する。受検票が2月19日（金）の朝の出欠確認時までには届いていない場合は、中学校長から本校に問い合わせること。

イ 令和3年2月15日（月）から2月16日（火）までに「入学願書」等を持参した場合、書類受理後、受検票を交付する。

3 併願

県公立高等学校及び県立特別支援学校2校以上に「入学願書」を提出することはできない。

4 志願先変更

(1)期間

志願者は、次の期間内に1回に限り、志願先を変更することができる。

令和3年2月18日（木）から2月19日（金）まで
受付時間は、2月18日（木）は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで
2月19日（金）は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

(2)手続

志願先変更は窓口受付のみとする。郵送による手続きは認めない。

志願先変更を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願先変更願」（様式8）及び受検票を、本校校長に提出し、「志願先変更証明書」（様式9）の交付を受けた後、新たに出願手続をとること。ただし、上記(1)の期間内に手続きを完了させること。

なお、本校が出願を認めているが、受検票が手元に届いてない志願者が志願先変更を希望する場合、出身中学校長が発行する「志願先変更願」のみで志願先変更を行うことができる。

5 志願取消し

志願を取り消す場合は、出身中学校長を経て、「志願取消届」（様式10）及び受検票を速やかに本校校長に提出すること。

6 学力検査

- (1)志願者は、令和3年2月26日（金）に行われる学力検査を受検しなければならない。
- (2)急病その他やむを得ない事情により学力検査を受検できない場合は、その事由を証明する書類を出身中学校長を経て、当日までに本校校長に提出しなければならない。
なお、追検査の受検をする場合は「8 追検査」による。
- (3)学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。英語にはリスニングテストを含む。
- (4)学力検査会場は、本校とする。
- (5)学力検査の日程は、次のとおりとする。

時間	8:45～ 9:20	9:25～ 10:15 (50分)	休憩	10:35～ 11:25 (50分)	休憩	11:45～ 12:35 (50分)	昼食	13:30～ 14:20 (50分)	休憩	14:40～ 15:30 (50分)
教科等	一般諸 注意	国語		数学		社会		理科		英語

- (6)携行品については、受検票に記載するので、必ず確認すること。

7 面接 面接は実施しない。

8 追検査

- (1)インフルエンザ罹患をはじめとするやむを得ない事情により、学力検査をすべて欠席した志願者は令和3年3月3日（水）に実施する追検査を受検することができる。
- (2)出身中学校長は、志願者が学力検査を受検できなかった事情を踏まえ、志願者が追検査受検に該当すると判断した場合、速やかに（学力検査当日中に）本校校長に連絡するとともに、「追検査受検願」（様式16）を令和3年3月1日（月）正午までに本校校長に提出すること。
なお、新型コロナウイルスに感染するなどして、令和3年3月3日（水）の追検査を受検することができないことが明らかな場合は、「特例追検査の扱い」のとおりとする。
- (3)追検査は国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。英語にはリスニングテストを含む。
- (4)追検査の会場は原則、本校とする。
- (5)追検査の日程及び配点等は、学力検査に準ずる。

9 入学許可候補者の発表

(1)日時・場所・方法

1	日時	令和3年3月8日（月）		
2	場所	(1)ウェブによる発表	午前 9時	http://nr03.spec.ed.jp/
		(2)掲示による発表	午前10時	本校
3	方法	受検番号を発表（掲示）する。 本校校長は、受検票を確認し選抜結果通知書（様式7）を入学許可候補者に交付する。		

(2)入学許可候補者は、令和3年3月8日（月）午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時までに本校へ選抜結果通知書等の受領に行くこと。

(3)資料等受領の際には、受検票を持参すること。

(4)入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退しようとするときは、辞退理由を記した「入学辞退届」（様式自由）を、出身中学校長を経て本校校長に提出すること。

【第3】隣接県の隣接学区から出願する場合に必要な手続等

(1)出願資格

「隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定」及び「隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定第5条の規定に基づく令和3年度細部協定書」により出願資格を有する者

【参考】（上記協定及び細部協定書「対茨城県」）

1 隣接する地域について

次の隣接する地域間の入学志願者は、これを相互に認めることとする。

茨城県古河市、結城市、下妻市、常総市、つくば市、守谷市、筑西市、坂東市、桜川市、つくばみらい市、八千代町、五霞町及び境町と埼玉県さいたま市岩槻区、行田市、加須市、春日部市、羽生市、鴻巣市のうち旧川里町の地域、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町及び杉戸町

2 入学生徒数の制限について

(2)埼玉県においては、隣接する地域に所在する埼玉県立高等学校の全日制の課程第1学年に隣接県から入学できる生徒数の合計は、当該高等学校の募集人員の10パーセント以内とする。

また、当該高等学校の入学志願者が募集人員に満たない場合は、10パーセントを超えて入学できるものとする。なお欠員補充においては制限を設けないものとする。

(2)出願手続

ア 【第2】の2（1ページ）による。

イ 埼玉県以外の公立高等学校に出願しないことの「証明書」（様式12）を提出する。

ウ 提出する書類は、すべて本県所定のものとする。

【第4】その他

県外の中学校等からの出願、帰国生徒特別選抜による出願、保護者の転勤等に伴う出願の特例などについては「埼玉県公立高等学校入学者選抜実施要項」による。

【第5】特例追検査について

新型コロナウイルスに感染するなどして、保健所から健康観察や外出自粛を要請され、学力検査及び追検査をすべて欠席した者は、特例追検査を受検することができる。

ただし、特例追検査の受検が許可されるには、いくつかの条件があるため、出身中学校長と連絡を取り、その指示に従うこと。